

桐生市第10期分別収集計画

令和4年6月7日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、当市の最終処分場は、次期予定地の確保はしているが、令和4年3月末日現在で埋立率69.1%、残余容量では、123,863 m³と約16.2年の残余年数となっている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物に占める容器包装廃棄物を分別収集するほか、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減による施設延命化を図る目的において市民・事業者・行政それぞれの役割と具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することによって、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成に寄与するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白トレイ）、雑がみ（紙製容器包装）を対象品目とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	5,568.43 t	5,504.48 t	5,441.27 t	5,378.78 t	5,317.01 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民・事業所・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要であり、当市では、平成3年11月に発足した、桐生市ごみ減量化推進協議会を軸に市民総参加によるごみ減量化運動の推進を行うこととしている。

令和3年度桐生市ごみ減量化推進協議会の具体的な活動

- (1) 桐生市清掃センター見学とごみ減量教室の開催
- (2) 買い物袋持参運動の推進
- (3) 環境保全の啓発
- (4) 環境美化活動
- (5) 再生資源回収の推進
- (6) 簡易包装の推進
- (7) ポイ捨て防止に関する支援
- (8) ごみ減量等先進地視察研修の実施
- (9) ごみ減量の研究
- (10) 環境美化功労者感謝状の贈呈

以上の10項目を実施し、ごみ排出抑制、分別排出の徹底、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方等、ごみ減量化意識の効用を目的とする教育啓発活動等に取り組んでいる。

なお、次年度以降についても継続しつつ、ごみ減量化をはじめリサイクル活動等に努め、地域環境美化に関する事業の推進及び拡充を図ることとする。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、当市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <pre> graph LR A[ガラス製の容器] --- B[無色のガラス製容器] A --- C[茶色のガラス製容器] A --- D[その他のガラス製容器] </pre> </div>	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

品目	開始年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール製容器	R5	139.70 t		138.09 t		136.51 t		134.94 t		133.39 t	
アルミ製容器	R5	135.46 t		133.91 t		132.37 t		130.85 t		129.35 t	
無色ガラス製容器	R5	(合計) 60.44t		(合計) 59.74t		(合計) 59.06t		(合計) 58.38t		(合計) 57.71t	
		(容リ協引渡) t	(独自処理) 60.44t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 59.74t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 59.06t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 58.38t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 57.71t
茶色ガラス製容器	R5	(合計) 98.30t		(合計) 97.17t		(合計) 96.06t		(合計) 94.95t		(合計) 93.86t	
		(容リ協引渡) t	(独自処理) 98.30t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 97.17t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 96.06t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 94.95t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 93.86t
その他のガラス製容器	R5	(合計) 27.95t		(合計) 27.63t		(合計) 27.31t		(合計) 27.00t		(合計) 26.69t	
		(容リ協引渡) t	(独自処理) 27.95t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 27.63t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 27.31t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 27.00t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 26.69t
紙パック	R5	10.35t		10.23t		10.11t		10.00t		9.88t	
段ボール	R5	568.55t		562.02t		555.57t		549.19t		542.88t	
紙製容器包装(紙パックを除く。)	R5	(合計) 53.08t		(合計) 52.47t		(合計) 51.87t		(合計) 51.27t		(合計) 50.68t	
		(容リ協引渡) t	(独自処理) 53.08t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 52.47t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 51.87t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 51.27t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 50.68t
ペットボトル	R5	(合計) 256.80t		(合計) 253.85t		(合計) 250.93t		(合計) 248.05t		(合計) 245.20t	
		(容リ協引渡) t	(独自処理) 256.80t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 253.85t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 250.93t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 248.05t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 245.20t
その他のプラスチック製容器包装	R5	(合計) 3.40t		(合計) 3.36t		(合計) 3.32t		(合計) 3.28t		(合計) 3.25t	
		(容リ協引渡) t	(独自処理) 3.40t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 3.36t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 3.32t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 3.28t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 3.25t
うち白色トレイ	R5	(合計) 3.40t		(合計) 3.36t		(合計) 3.32t		(合計) 3.28t		(合計) 3.25t	
		(容リ協引渡) t	(独自処理) 3.40t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 3.36t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 3.32t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 3.28t	(容リ協引渡) t	(独自処理) 3.25t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、直近5年間の変動率を勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
103,333人 (対前年度比) 98.36%	101,638人 (対前年度比) 98.36%	99,971人 (対前年度比) 98.36%	98,331人 (対前年度比) 98.36%	96,718人 (対前年度比) 98.36%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用する

なお、現在、市民活動主体による集団回収事業についても、引き続きこれらを支援し実施することとする。

11 分別収集の用に供する設備の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

ペットボトル・缶・白色トレイについては、既設のリサイクルセンター及び粗大処理施設で選別・圧縮等を行い一定期間保管し、有価物取引契約業者に出荷。

ガラスびんについては、選別・保管後、有価物取引契約業者に出荷。令和5年度以降にあっても、引き続き分別収集に支障を来さないよう施設の維持管理に努める。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、市民や事業者、行政からの委員で構成された「桐生市廃棄物減量等推進審議会」の体制強化とともに、実質的な推進活動を担う「桐生市ごみ減量化推進協議会」の充実を図る。
- ・自治会等の市民団体による集団回収及び環境美化活動を促進するため、奨励金制度等の活用をはじめ、ごみ減量化及びリサイクル事業への支援と協力体制を図る。
- ・毎年度、分別収集計画掲載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を行うこととする。

以上